

## 県立あすなろの郷検討委員会設置要項

### (設置目的)

第1条 県立あすなろの郷の老朽化等の課題につき、建て替えを前提に、今後のあり方について検討を行うため、県立あすなろの郷検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

### (検討事項)

第2条 検討委員会の検討事項は、次のとおりとする。

- (1) 施設の建て替え
- (2) 県立施設の役割と機能
- (3) 適切な運営主体（運営検証を含む）
- (4) 施設の適正規模
- (5) 土地活用方策
- (6) その他必要な事項

### (構成員)

第3条 検討委員会の委員は、別表に掲げる者とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、必要に応じて別表に掲げる者以外の者を委員にすることができる。

### (委員長)

第4条 検討委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、検討委員会を総理し、副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときにその職務を代行する。
- 3 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

### (会議)

第5条 検討委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、最初に開かれる会議並びに委員長及び副委員長がともに欠けたときの会議は、保健福祉部長が招集する。

- 2 委員長は、必要に応じ、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

### (守秘義務)

第6条 委員は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委員の職を退いた後も同様とする。

### (事務局)

第7条 検討委員会の事務局は、保健福祉部障害福祉課に置く。

### (その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

### 附 則

この要項は、平成28年8月1日から施行する。

### 附 則

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

### 附 則

この要項は、平成29年6月26日から施行する。

別表

属性	氏名	所属等
学識経験者 (大局的見地)	小澤 温	筑波大学大学院教授
学識経験者 (医療的見地)	有波 忠雄	筑波大学名誉教授 茨城福祉医療センター医療部長
学識経験者 (財政的見地)	増山 弘	(一財) 常陽地域研究センター理事長
学識経験者 (経営的見地)	宇留野 光子	(社福) 芳香会理事長
民間施設運営者の 会の代表	住田 福祉	(一社) 茨城県心身障害者福祉協会会長
障害児者の 家族の会の代表	矢野 清	茨城県手をつなぐ育成会会長
障害児者の 家族の代表	鈴木 金一郎	茨城県手をつなぐ育成会理事
利用者の 家族の代表	古賀 政子	NPO茨城県あすなろの郷手をつなぐ育成 会理事
市町村代表	大曾根 明子	水戸市保健福祉部長
事業団	新山 哲	社会福祉法人茨城県社会福祉事業団理事長